

第 1 章 名 称

本連盟は茨城県学生バスケットボール連盟と称する。

第 2 章 目 的

本連盟は加盟校各員の心身を陶冶し、相互の親睦を深めるとともに技術の向上を図り、茨城県の学生バスケットボールの普及発展に寄与することを目的とする。

第 3 章 組 織

本連盟は茨城県において第 2 章の目的に賛同し、本連盟に加盟するところの大学・短期大学及び高等専門学校（本科・専攻科）をもって組織する。

第 4 章 事 業

本連盟は第 2 章の目的を達成するために次の事業を行う。

1．事業内容

- (1) 競技会の開催
- (2) 講習会並びに研修会の開催
- (3) その他本連盟の目的達成のための事業

2．事業年度

本連盟の事業年度は毎年 4 月より翌年 3 月末日までとする。

第 5 章 役 員

1．本連盟の役員

(1) 本連盟には次の役員を置く。

会長 1 名 副会長 若干名
理事長 1 名 理事 若干名 監事 若干名

(2) 次の役員は学生とする。

委員長 1 名 副委員長 若干名 委員 各加盟校 1 名以上

2．役員の選出と任務

役員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長、副会長は理事会の推薦によって就任する。会長は本連盟を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある場合はその職務を代行する。
- (3) 理事長は理事会において理事の中から選出し、会長はこれを委嘱する。理事長は本連盟の事業を統括する。
- (4) 理事は本連盟の事業に対し、検討・具申を行う。
- (5) 監事は理事会において推薦し、本連盟の会計を監査する。
- (6) 委員長、副委員長は委員の中から互選により選出する。委員長は委員会を代表し、学生の委員会を招集して、その議長となり、本連盟の運営及び事業を統括する。
- (7) 委員長に事故ある場合はその職務を代行する。
- (8) 委員は各加盟校 1 名以上とし、本連盟の事業の企画・運営を遂行する。

3．役員の任期

役員の任期は 2 年とする。但し再任を妨げない。役員に欠員が生じたときは、その補充をする。補充役員の在任期間とする。

第6章 会議

1. 本連盟に以下の会議をおく。

常任理事会 常任委員会

(1) 理事会は、会長、副会長、学生を除く役員で構成し、随時理事長が招集し、その議長となる。但し、会長、副会長の出席はそれを妨げない。

(2) 理事会において、次の事項を決定または承認する。

新加盟、脱退に関する事項 規約、規程の改正及び補足に関する事項

会長が必要と認めた事項

(3) 委員会は、学生の役員で構成し、随時委員長が招集し、その議長となる。但し、学生以外の役員の出席はそれを妨げない。

(4) 委員会において、次の事項を決定または承認する。

事業計画 役員の選出

年間の予算、決算に関する事項 その他必要事項

(5) 理事会、委員会は、委任状を含めて、全体の2分の1の出席をもって成立する。

第7章 加盟、脱退及び活動休止

1. 加盟

本連盟に加盟しようとする大学・短期大学及び高等専門学校（本科・専攻科）は、年度初めに所定の登録用紙に明記し、委員長宛に申し込み、常任理事会の承認を得なくてはならない。

2. 脱退

本連盟より脱退を希望する加盟校は、委員長宛に理由書を提出し、常任理事会の承認を得て脱退することができる。

3. 活動休止

やむをえない事情によりその年度の全ての連盟の活動に参加できない本連盟・加盟校は、活動休止届及び理由書を委員長宛に提出し、常任理事会の承認を得なければならない。

第8章 会計

1. 会計年度

本連盟の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

2. 経費

本連盟の経費は登録費、その他の収入をもってこれに充てる。

3. 登録費

本連盟・加盟校は、常任委員会で決定した登録費を納入しなくてはならない。

第9章 附則

1. 本規約は、平成15年度3月8日から施行する。

2. 平成22年3月14日一部改正、即日施行する。